

## 申込内容の変更申込書

(フラットプラスローン・フラット35つなぎローン・フラット35リノベ(リフォーム一体タイプ)借入申込)

株式会社カシワバラ・アシスト 御中

下記のフラット35申込日付にて貴社に借入申込みを行った「【フラット35】長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)」(以下「フラット35」といいます。)と併せて、貴社取扱いのローンを以下のとおり利用することに変更いたしたく、私は、右記及び裏面の「住宅融資保険の利用に関する個人情報の同意書 住宅融資保険の利用に関する同意書 不適正な方法により借り入れた場合における違約金に関する同意書」を確認し、了承して、同ローンの借入を申込みます。

また、フラットプラスローンの申込みにあたっては、別途受領している「住宅ローンの金利変動リスク及び債権譲渡に関する確認書」も確認し、了承しています。

フラット35申込日付 令和 年 月 日 本変更申込日 令和 年 月 日

お申込人		連帯債務者(連帯保証人※)	
住所		住所	
氏名		氏名	

※【フラット35】長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)の連帯債務者の方は、【フラット35】つなぎローンでは連帯保証人となります。

フラットプラスローン又は【フラット35】リノベ(リフォーム一体タイプ)をお申し込みになる場合は以下をご記入ください。

フラットプラスローン借入内容				資金計画		借入金額	返済期間	年間返済額の1/12
借入希望金額①	万円	うちボーナス払い	万円	① 住宅	万円	※フラット35及び民間金融機関の金利は返済額算出用予定金利		
(注)借入希望金額は、所要金額の10%以内です。 ボーナス払いの金額は借入希望額の40%以内です。 口座引落は毎月6日、ボーナス払いはフラット35と同一です。 フラットプラスローンの返済方法は元利均等返済です。				② 土地	万円	フラット35金利※	年率 . %	
				③ 合計(①+②)	万円		年	円
				④ 公的資金	万円		年	円
				⑤ 借入先及び金利			年率 . %	
				⑥ 民間金融機関 ( )	万円		年	円
				金利※			年率 . %	
				⑦ 勤務先	万円		年	円
				⑧ 親・親戚・知人 関係	万円		年	円
				⑨ 手持ち金	万円		年	円
				⑩ 住宅新築後も返済を要する土地取得費の借入金	万円		年	円
				合計(①~⑩)	万円			円

【フラット35】つなぎローン又は【フラット35】リノベ(リフォーム一体タイプ)をお申し込みになる場合は以下をご記入ください。

借入希望金額 (①~④の合計)		返済期間 (12か月以内)	返済方法	期日一括払い	金利タイプ
①	万円	令和 年 月 日	資金使途	1.土地取得資金 2.建物契約金 3.着工金 4.中間金 5.中古住宅購入資金	
②	万円	令和 年 月 日		1.建物契約金 2.着工金 3.中間金	
③	万円	令和 年 月 日		1.着工金 2.中間金	
④	万円	令和 年 月 日		1.中間金	

(注)【フラット35】リノベ(リフォーム一体タイプ)のつなぎローンのお申し込みは「中古住宅購入資金」・「建物契約金」・「着工金」となります。

【フラット35】リノベ(リフォーム一体タイプ)をお申し込みになる場合は以下をご記入ください。

リフォーム工事費	うち借入希望金額	住宅性能メニュー	利用申出内容
万円	万円	【フラット35】リノベ 金利Aタイプ	
		【フラット36】リノベ 金利Aタイプ	
		適用なし	

リフォーム事業者名	フリガナ	住所
		〒( ) ( ) ( ) TEL( ) ( ) ( )

住宅融資保険の利用に関する個人情報の同意書 住宅融資保険の利用に関する同意書  
不適正な方法により借り入れた場合における違約金に関する同意書

株式会社カシワバラ・アシスト 御中  
独立行政法人住宅金融支援機構 御中

申込人(連帯債務者を含みます。以下同じ。)は、株式会社カシワバラ・アシスト(以下「申込金融機関」といいます。)から住宅ローンの貸付け(以下「本貸付け」といいます。)を受けるに当たり、申込金融機関が本貸付けに独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の住宅融資保険を付保することに伴い、下記1の個人情報の利用等について理解し、確認の上、同意しました。

申込人は、入居家族、連帯保証人、担保提供者、工事請負事業者担当者、売買契約書等に記載された売主その他第三者に関する個人情報について、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、申込金融機関に提供すること及び申込金融機関が機構に提供することについて本人の同意を得た上で、申込金融機関に提供します。

併せて、申込人は、下記2から6までに記載の住宅融資保険の利用に関する事項の説明を受け、確認の上、同意しました。

申込人は、借入手続の過程において、虚偽の事実を報告する等の不適正な方法により借入れを行った場合、下記7のとおり機構に対して違約金を支払うことについて同意しました。

連帯保証人は、申込人が取得した自身の個人情報を申込金融機関に提供すること、申込金融機関が機構に提供することについて同意するとともに、下記1の個人情報の利用等について理解し、下記2、3、4、5及び6に記載の住宅融資保険の利用に関する事項の説明を受け、確認の上、同意しました。また、下記7の違約金の支払いに関する事項について確認の上、同意しました。

担保提供者は、申込人が取得した自身の個人情報を申込金融機関に提供すること、申込金融機関が機構に提供することについて同意するとともに、下記1の個人情報の利用等について理解し、下記2、3、4、5及び6に記載された住宅融資保険の利用に関する事項の説明を受け、確認の上、同意しました。

記

### 1 機構が個人情報を利用する業務の内容及び目的(機構への同意事項)

申込人、連帯保証人及び担保提供者は、本貸付けに係る申込み(本貸付けが、他の住宅ローンが行われるまでの間に必要となる資金を調達するための貸付けである場合にあつては、当該他の住宅ローンに係る申込みを含みます。)に関し、申込金融機関が保有する個人情報を次の業務及び利用目的の達成のために機構に提供し、機構が、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報を当該業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

また、申込人は、機構が、機構(住宅金融公庫を含みます。)の融資、貸付債権の譲受け又は住宅融資保険の付保に係る業務を通じて既に取得し、又は取得する申込人の個人情報を個人情報の保護に関する法律に基づき、次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

#### (1) 業務内容

- 住宅融資保険引受けのための審査
- 保険金の支払のための審査
- 保険代位(保険金の支払により、申込金融機関から機構に住宅ローン債権が移転することをいいます。以下同じ。)した後の保有債権の管理回収
- 住宅の建設等に必要資金の貸付けを行った金融機関からの貸付債権の譲受け
- その他これらに付随する業務

- (2) 利用目的
- 保険引受のための資格確認、与信取引上の判断、審査、決定及び継続的な管理のため
  - 保険金の支払の判断のため
  - 保険引受基準の見直しのため
  - 保険代位により生ずる申込人、連帯保証人及び担保提供者との法律に基づく権利の行使及び義務の履行のため
  - 申込人に対する貸付債権を、機構が金融機関から譲り受けるに当たって行う与信判断のため
  - 住宅ローンや住宅関連の情報提供のため
  - 市場調査や分析・統計の実施のため
  - アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発のため
  - その他申込人、連帯保証人及び担保提供者との取引の円滑かつ適切な履行のため

## 2 住宅融資保険制度について（申込金融機関及び機構への同意事項）

申込人、連帯保証人及び担保提供者は、住宅融資保険について、次の内容を確認しました。

- (1) 住宅融資保険とは、申込金融機関を契約者、機構を保険者とし、申込人が申込金融機関に対する住宅ローンの返済の継続が困難となった場合等、所定の要件が認められたときに、機構が申込金融機関に対し保険金を支払うものであること。
- (2) (1)の場合、保険代位するものであること。
- (3) 機構が申込金融機関に対し保険金を支払うまでは、申込人、連帯保証人及び担保提供者と機構との間に直接の契約関係は生じないものであること。
- (4) 機構が申込金融機関に対し保険金を支払った場合でも、これにより申込人及び連帯保証人の本貸付けに係る債務が消滅するものではなく、機構が引き続き当該債務の回収を行うこと。
- (5) 住宅融資保険の付保に係る保険料は、申込金融機関が機構に対し支払うものであること。

## 3 住宅ローンの使途及び調査への協力（申込金融機関及び機構への同意事項）

申込人は、本貸付けに係る借入金の全部を住宅用土地の購入・新築住宅の建設・新築住宅の購入・中古住宅の購入・借換・リフォーム資金のために利用します。

また、当該借入金に係る住宅に関し、申込金融機関又は機構がその使用状況等について調査する場合、申込人、連帯保証人及び担保提供者は、これに同意するとともに、当該調査に協力します。

## 4 保険代位後の管理回収（機構への同意事項）

申込人、連帯保証人及び担保提供者は、保険代位後、機構が住宅ローン債権の管理回収業務を、債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）に規定する債権回収会社に委託する場合があることを同意します。

## 5 本同意書の条項に不同意の場合（申込金融機関への同意事項）

申込人、連帯保証人及び担保提供者は、本同意書の条項の全部又は一部に同意のない場合は、申込人が申込金融機関から本貸付けを受けることができなくなる場合があることを承諾しました。

## 6 問合せ窓口（申込金融機関及び機構への同意事項）

申込人、連帯保証人及び担保提供者は、機構に対する個人情報の開示、訂正又は削除の申出その他個人情報に関する問い合わせについては機構に、それ以外の問合せについては申込金融機関にそれぞれ連絡するものとし、

お問合せ窓口

申込金融機関 株式会社カシワバラ・アシスト  
〒108-0075 東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス 18 階  
Tel. 03-5782-7923

独立行政法人住宅金融支援機構  
〒112-8570 東京都文京区後楽 1-4-10  
Tel. 03-5800-8149

## 7 不適正な方法により借り入れた場合における違約金の支払い（機構への同意事項）

申込人及び連帯保証人は、申込金融機関に対する借入申込みにおいて虚偽の事実を報告する等の不適正な方法により本貸付けを借り入れた場合で、機構から請求を受けたときは、連帯して次の額を違約金として約定利息及び延滞損害金とは別に直ちに機構に対して支払います。

金銭消費貸借契約に規定された借入金額に、当該金銭消費貸借契約締結日から当該違約金の支払日までの期間の日数に応じ、年 1.00%（年 365 日の日割計算）の割合を乗じて算出した額

以上